You'll Never Walk Alone

## かわら版 No.006 大島社協 (平成 26 年 1 月 6 日) 災害ボランティア センター

からのお知らせ

年頭にあたりごあいさつを申し上げます。

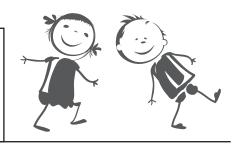
昨年の災禍を改めてお見舞い申し上げます。明るい日々が戻って来るこ とをお祈り申し上げる次第です。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

#### 今後も引き続き活動します!

- ○かわら版を配布します 【毎週(月)・(火)】 情報提供を目的とした「かわら版」(このお知らせ)を毎週お届けします。
- ○住民交流会「あいべぇ」実施 【毎週(木)】 毎週木曜 喫茶コーナー等を設けた住民交流会「あいべぇ」を実施しています。
- ○そのほかにも

避難住宅等からのお引越しや、今回の災害に起因するお困り事がある方の お手伝いをします。ご相談ください。

# 住民交流会



大島社会福祉協議会では、この地域のみなさまがほんの少しでも 「ゆっくり、そしてホッとできる」場所になるよう、住民交流会「あいべ え」を開催しています。喫茶コーナーや足湯コーナーもありますので、 みなさまぜひお越しください。お待ちしております。

時 : 毎週木曜日 13時~15時

場 所 :「くぼいち」さんの店舗内

喫茶コーナー・足湯コーナー 内 容

住民同士の交流

○お問い合わせ



### Information

#### 払った車の税金・保険料が戻ってくるかもしれません!

被災によって持っていたお車を廃車にした方は、既に払っていた税金 や保険料が戻ってくるかもしれません。

自動車には、①自動車税と②車検税(自動車重量税)という2つの税金がかかっていますが、廃車にした方は2つの税金とも減額されます。また③自賠責保険や任意保険の保険料も戻ってくる可能性があります。

#### ①自動車税・軽自動車税について

自動車税・軽自動車税は、毎年4月1日の時点で車を持っている人が 払わなければいけない都や町に治める税です。被災してお車を廃車にし た場合、手続きをすると、被災した翌月分からこの税金が免除されること になります。既に1年分の税金を払っている人は、税金が戻ってきます。

#### ②車検税(自動車重量税)について

車検税(自動車重量税)は、車検の時に払わなければいけない国の税金です。廃車にした時に車検が1ヶ月以上残っていた場合、所定の方法で解体した方に対しては、既に払った車検税が戻ってくることがあります。

#### ③自賠責保険・任意保険の還付について

廃車にした場合、自賠責保険も解約の手続きをすれば、払った自賠責保険料が一部戻ってきます。任意で保険に加入していた方は、解約の手続きをすれば払った任意保険料の一部が戻ってくることもあります。加入していた保険の窓口に連絡してみて下さい。

#### お問い合わせ先の一覧

| 種類         | お問い合わせ先  |
|------------|--|
| 自動車税       | 軽 自 動 車:大島町役場 税務課納税係(2-1465)<br>軽自動車以外:大島支庁総務課(2-4411)                 |
| 車検税        | 軽 自 動 車:軽自動車検査協会 東京主管事務所(03-3472-1561)<br>軽自動車以外:東京運輸支局(050-5540-2030) |
| 任意保険 自賠責保険 | で自身が加入している保険会社へ連絡を   |

# **別** 献花台が設けられました

大島町では、台風 26 号による土砂災害で亡くなられた方々のご冥福と、行方のわからない方々が一刻も早くご家族の元に帰られることを願い、お祈りするために献花台を設けました。

※火器類(線香等)のご利用はご遠慮ください。 ※周辺道路が狭いため、駐車等には十分お気を つけください。

#### ● 元町3丁目

植松商店から 30 ~ 40 标ほど上 故)清水和子宅 跡地

